

<対策のポイント>

漁獲情報の電子的情報収集体制を構築するとともに、自走するスマート水産業の取組を推進し、資源評価の高度化や生産性の向上のためのデータ収集を進めます。また、水産流通適正化制度の円滑な実施に向け、漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達するための関連機器の導入等を支援します。

<事業目標>

- 主要な漁協・市場からの水揚げ情報を電子的に収集する体制を整備（400箇所以上〔令和5年度まで〕）
- T A C魚種の拡大（漁獲量ベースで8割〔令和5年度まで〕）
- 特定第一種水産動植物の密漁件数を半減

<事業の内容>

1. スマート水産業システム整備推進事業

- ① 漁獲情報デジタル化推進事業
生産現場の事務的な負担を軽減しつつ電子的な報告を可能とするためのシステムの構築等を行います。
- ② 数量管理システム強化事業
T A C魚種、国際資源等の漁獲情報の収集・分析等に係るシステムの維持・管理、T A C魚種の拡大や大臣許可漁業へのI Q導入に対応したシステム改修等を行います。
- ③ 漁獲番号等伝達システム推進事業
水産流通適正化法の円滑な実施に向け、産地市場において漁獲番号等を伝達するための漁獲番号等伝達システムの運用・保守を行います。

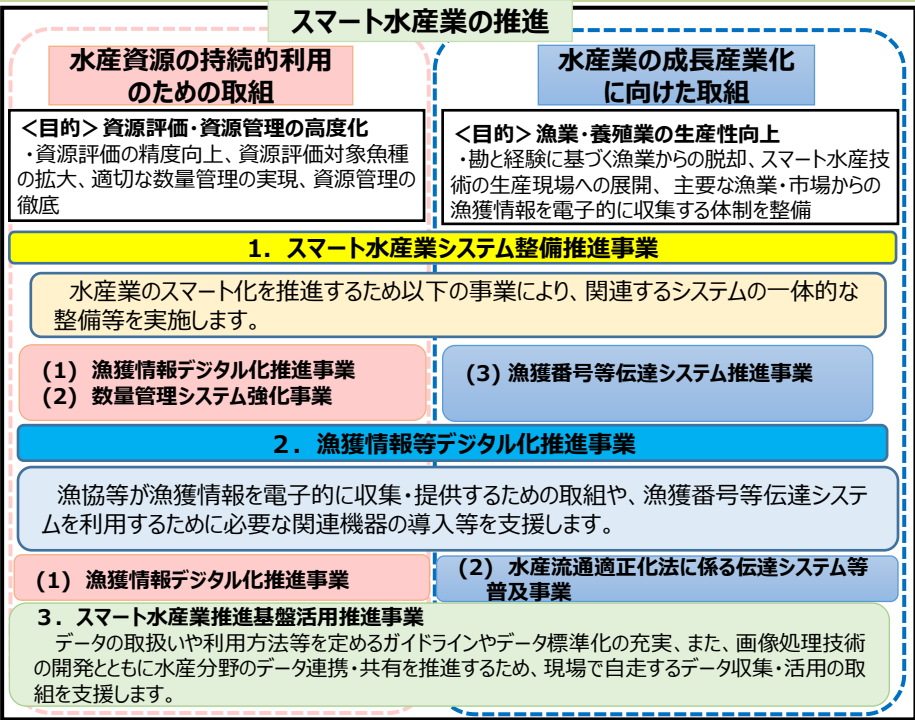
2. 漁獲情報等デジタル化推進事業

- ① 漁獲情報デジタル化推進事業
生産現場の事務的な負担を軽減しつつ電子的な報告を可能とするための取組を支援します。
- ② 水産流通適正化法に係る伝達システム等普及事業
漁協等が漁獲番号等伝達システムを利用するために必要な関連機器の導入等や、水産流通適正化制度を適切に運用することができるよう電子化の検討・推進や取引実態に即したルールの整備等のため都道府県単位で創設する関係者協議会の取組に対し支援します。

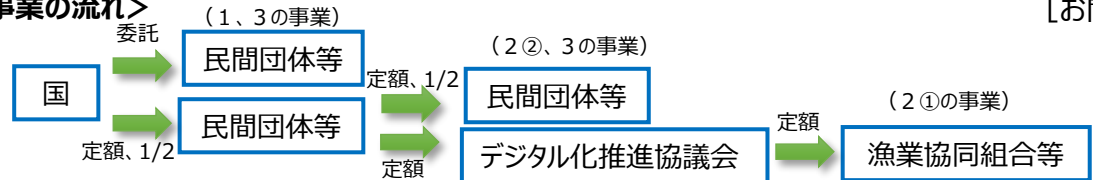
3. スマート水産業推進基盤活用推進事業

データの取扱いや利用方法等を定めるガイドラインやデータ標準化の充実、また画像データ活用のための画像処理技術の開発とともに、水産業データ連携基盤に基づき水産分野のデータ連携・共有を推進するため、現場で自走するデータ収集・活用の取組を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1①、2①、3の事業) 水産庁研究指導課 (03-6744-0205)
- (1②の事業) 管理調整課 (03-5510-3303)
- 国際課 (03-6744-2364)
- (1③、2②の事業) 加工流通課 (03-6744-0581)